

# 外国の地名表記の現状と課題

—教科書および副教材における表記の「ゆれ」から—

岡本 佐智子

**抄録：**本稿は、外国の地名呼称における日本語表記の「ゆれ」が続いている現状を報告し、そうした地名表記の統一基準を示す時期に直面していることを訴えるものである。新たな外国地名の表記基準を提示できるよう、国家でその実態調査と審議が行える委員会を設立し、長期的に適宜見直しする言語政策の必要性が出てきていると考える。

外国の地名・人名については「外来語の書き方」が1991年に内閣告示されて以降、言語政策として見直しされていない。この間、急速なグローバル化と英語教育の浸透など、日本社会は大きく変化しており、外国の地理情報も詳細さが求められるようになってきている。外国地名の日本語音化（カタカナ表記）は、現地の音に近づけることが原則だが、学校教育では長年の慣用表記が優先されている。しかし、副教材の地図帳やインターネットの地図情報は出版社や発信元によってその表記も一様ではない。こうした学校教育における外国地名表記のゆれは学習負担も大きく混乱を招いている。

**キーワード：**外国の地名の書き方、教科書、インターネット、ゆれ、言語政策

## 1. はじめに

国際社会の変化は目まぐるしく、政治・経済から人、モノ、コトまで多面的に世界各地との交流が深まっており、多様化した海外への興味関心は、主要都市以外にも詳細な地図情報が求められている。しかし、人口規模の小さい地方都市や街路などの地名表記は一般の地図や教科書教材には示されておらず、身近な情報検索メディアであるインターネットの地図では、現地語かタイムズ社の『Atlas of The World』を基にした英語表記が主流である。つまり、外国語の苦手な日本人には地名の呼び方がよくわからない、という一種の情報格差がある。

世界の多くの国が重要な政策として詳細な海外の地図作成を、母国語または公用語による統一表記で最新データ更新に取り組み、国民に容易に情報アクセスできるように言語管理している。しかし、日本は、外国の地名・人名等の日本語の表記（仮名による書き表し方）は、慣用表記と原音を日本語の音韻に近づけた書き方が並存し、画一されていない。このゆるやかな表記基準により、表記のゆれは長い間続いており、学校教育で児童・生徒の学習負担につながっていることはいうまでもない。

ここでいう地名表記の「ゆれ」とは、言語変化の過渡期に二つ（またはそれ以上）の書き表し方があり、それらが並存したままで、一つに定まっていない不安定な状態をいう。一般に日本語のゆれは、拮抗した表現の淘汰を待つことで、その日本語使用の「市民権」を得ていく。多くのゆれは話しことばから派生するが、外国の地名に関しては、関係の深い国・地域や都市名以外は生活に身近ではないし、特別なことがない限り人々に情報共有されることはない。ところがその仮名表記を頼りに海外情報を得る重要な語となることを考えれば、定期的に国家の言語政策として表記の見直し、そして管理をする必要がある。

学校教育では、小学校の国語や社会科等で学んだ外国の国名や都市名が、中等教育の教科書や副教材ではやや異なった表記であったり、教科書によっては慣用表記か原音に近づけた仮名表記に加えて、現地語表記、英語表記と三種も記載されていたりする。生徒の主体的学び・探究学習の情報取得にインターネット活用は欠かせなくなっているが、そのウェブサイトに掲載されている外国の地名表記は教科書と同一ではないこともあり、混乱を招いている。

本田（2017）は、「地名表記の標準化をつかさどる国家機関が存在しないため、地名の表記統一が図れず、時にはその不統一性から、同一都市を別の都市と誤解するような事態も生まれている」ことに対応すべく、教科書会社で組織している教科書協会に、国名と首都名に関する表記を統一する連絡会議を設け、地図帳を発行している帝国書院、東京書籍、二宮書店の三社の地図帳編集部門担当が毎年集まり、見解の統一を図っているという。しかし、こうした独自の努力には限界があることから、国家が地名委員会を設置するように訴えている。

筆者もそれに強く賛同する。外国語の固有名詞の表記基準は、多種の言語に対応するため、使用実態調査も含めると長期にわたる大プロジェクトになるが、まず地名からの日本語表記ルールを見直していけば、それが外国の人名等の表記方法に大いに活用できると考える。

本稿では、外国の地名表記のゆれとその現状を報告し、これからの日本語化表記のあり方を考察していく。

## 2. 外国の地名表記のゆれと施策

いうまでもなく、世界の言語の音韻体系は一様でないのであるから、限られた日本語の仮名で外国の地名・人名等の固有名詞を原音どおりに正確に表すことは不可能である。しかし、できるだけ個々の原音に近づけた書き方で、その呼び方が統一されていれば、安定した表記で知識が共有され、外国の地理情報取得も容易にアクセスしやすくなる。

日本では国際化が大きく進展するたびに、従来の日本語表現では表せないモノ・コトが次々と流入し、新しい社会への移行を象徴するかのよう大量の外来語が生まれては消え、時代に必要な語のみが定着している。そうした「カタカナ語の氾濫」が社会問題になると、外来語使用の抑制や排除、従来語への言い換えが提案されてきた。しかし、社会が明らかに変化しているとき、そうした外来語使用抑制の「提案」では、実社会との乖離があり、表記統一の声があがってきた。

現在の外来語の表記基準は、1991年（平成3）年に内閣告示された「外来語の表記」で、学校教育や官庁ではそれにしたがった表記が普及している。その基準はあくまでも「よりどころ」という緩やかなもので、慣用を尊重した表記方法は外国語との接触度が高い人々には違和感があるが、国家が一定の表記指針を示した意義は大きい。それから四分の1世紀あまりすぎた現在、表記のゆれは自然淘汰を待つ形でまったく改訂されていない。このため、新聞や雑誌等の出版、放送といったメディア各社が独自の地名・人名の呼び方や表記方法で発信しており、学校教育の地名表記とはやや異なっていることが少なくない。さらに日常の身近な情報メディアとなったウェブサイト情報では表記のゆれがあふれている。

こうした現在の状態は、外国との接触が一気に拡大した明治・大正期の外国の地名・人名の呼び方に、統一した表期基準を求めた社会に似ている。

明治期に欧米からの借用語を大量に取り入れた新聞・雑誌では、その表記が一様でないことから、

当時の文部省が1902（明治35）年に「外国地名人名取調」（文化庁「外来語資料集諸案集成その1」に収録）で称呼と仮名の表し方を発表した。中等教育の教科書をはじめ出版各社に必ずしも受入れられたわけではなく、表記のゆれは続いていた。そこで、歴史学の学術団体の先駆であった史学会<sup>1)</sup>が1914（大正3）年に『外国地名人名呼一覧』を作成し、外国の地名・人名の呼称と仮名表記方法の統一案を発行している。

その史学会の外国の地名人名の呼称と仮名表記の統一案<sup>2)</sup>は、現代の地名表記の基礎となっており、英語を由来とした表記の「ゆれ」は今もそれほど変わっていない。

史学会の表記案の特徴は、文部省よりも英語による称呼を採る傾向が強いことであった。たとえば、史学会の「アルジェンチン」「ベニス」「フロレンス」に対して、文部省案では「アルヘンチナ」「ベネチア」「フィレンツェ」である。このほか、v音を表すのに、史学会は「ヴァレンシヤ」「ヴェルサイユ」「ヴィクトリヤ」と「ヴ（ァ）」を用いているが、文部省は「バレンシア」「ベルサイユ」「ビクトリア」のようにバ行を使っている。「ia」等に相当する表記でも、文部省案が「アジア」「イタリア」「ギリシア」のように「ア」を用いるのに対して、史学会は「アジヤ」「イタリヤ」「ギリシヤ」のように「ヤ」を用いる呼び方を提案している。

それでも表記のゆれは解消されないことから、1954（昭和29）年の第20回国語審議会総会報告書による「外来語の表記」が、戦後の外来語表記の公的規範として提示された。これをもとに1959（昭和34）年3月には文部省が教育的見地から、外国の地名の表記標準を示した『地名の呼び方と書き方<社会科手びき書>』（大阪教育図書）を発行している。その「まえがき」には、「地名の呼び方と書き方には、それぞれの立場からさまざまな方式があります。しかし、そのために、初等中等教育の段階における児童・生徒の社会科学習が予想以上の障害を受け、学習効果を高めるうえでの一つの支障になっていることも事実」であることから、同書が1年あまりにわたって審議したこと、そして、社会科以外の他の教科の学習指導にも参考にしてほしいことも記されている。

この地名の表記基準については、1978（昭和53）年に教科書研究センターがその「手びき書」を改版し『地名表記の手引き』を発行し、1991年の「外来語の表記」内閣告示に準拠して、『新 地名表記の手引き』（1994）を発行している。

以後、国際情勢・社会環境は大きく変化し、新たな書き表し方の外国の地名・人名が登場するようになってきたが、同『手引き』の改定版は発行されておらず、教科書出版会社によって表記のゆれが存在している。加えて、インターネットの外国地名のカタカナ表記ではさらに多様な表記が見られ、表記のバラエティー状態にある。

公用文作成のよりどころとなっているのは、1951（昭和26）年10月に国語審議会が建議した「公用文改善の趣旨徹底について」の別冊の2である。これは昭和21年11月の「当用漢字表」「現代かなづかい」内閣告示・訓令を受け、公用文の左横書きの徹底と、法令等の官庁用語を平易にする目的で、外国の国・地域名については外務省の国名一覧表に準拠している。

そもそも、日本は自国をどう呼ぶか、ニホンかニッポンかも、明治から議論されてきているものの決着はついていない。それは外国の国名にしても統一することに慎重である。外国の地名表記も1991年の「外来語の表記」が内閣告示されたからといって、すぐに改正してはいない。たとえば東南アジアのMalaysiaは、公務員向け『公官庁のカタカナ語辞典 第2版』（1998）も、学校教科書でも「マレーシア」と、外来語の表記に準拠した表記であるが、外務省のホームページ「外交政策」に

おける 1996 年の同国紹介では「マレイシア」や首都名 Kuala Lumpur を「クアラ・ルンプール」を用いている。公開している報告書等では中央省庁改革された 2001 年以降になって「マレーシア」「クアラルンプール」に変更し、すべての官公庁で地名表記が統一されたように見えた。ところが、内閣府政策統括官『世界経済の潮流』（経済財政運営報告書、年 2 回発行）は、2003 年春号まで「マレイシア」であった。「マレーシア」表記になったのは同年秋号からで、外務省の「海外在留邦人統計」も 2003 年度版から、というように、在外公館の名称変更<sup>3)</sup>の法改正後である。

国名をどう呼ぶかについては、2005 年の『NHK ことばのハンドブック』、2011 年の『NHK 放送ガイドライン 2011』では「マレーシア」で統一されている。しかし、三省堂から 1981 年に発行された『明解日本語アクセント第 2 版』では「マレーシア」または「マレーシヤ」の二つが併記され、2014 年同社発行の『新明解日本語アクセント辞典 第 2 版 CD 付き』でも「マレーシア」「マレーシヤ」が列記されている。グルジアが同国政府の名称変更の度重なる要請にやっと「ジョージア」となったのは在外公館名称を変更するための法改正が行われた 2015 年 4 月から、と国名の呼称変更には慎重を期している。

このほかにも、ギリシアかギリシヤか、エルサレムかイエルサレムか、外務省国名とは異なるものがある。内閣告示の「外来語の表記」には「付録」として、「外来語や外国の地名・人名は、その語形やその書き表し方の慣用が一つに定まらず、ゆれのあるものが多い」ので、用例集以外の書き方を否定するものではないと記してあるため、許容になる。

### 3. インターネットにおける地名表記

学校教育の副教材や知識探究素材に欠かせなくなってきたインターネット情報であるが、日本語化された呼称は教科書と同一ではないことが多い。しかもネット発信者によっても、現地読みの語感若干異なることがある。このため教育の現場では、教科書表記を基準とし、慣用表記を優先するとはいえ、すべての地名が統一されているわけではない。しかも、英語教育の浸透や英語使用メディアの接触頻度の高まりにより、日常会話の中に地名をはじめとする固有名詞を英語音声で混用することも珍しいことではなくなってきた。

こうした中で、学校教育における外国地名等の慣用表記優先は、実際の使用傾向とかけ離れていく傾向にある。たとえば、慣用の「ロスアンゼルス」でも「ロスアンジェルス」でも許容となりそうであるが、テストでは慣用表記のみが正解とされることもあれば、小学校で学んだ現地音に近づけた呼び方、たとえばイタリアの「ベネチア」が中学高校の一般授業で用いられても、英語読みの「ベニス」使用を指導される、といった生徒の混乱がある。

近年の英語化する日本社会では、国際共通語となった英語が優位に置かれ、日本語表現を軽視する傾向も見られる。世界各国は自国語／公用語による外国の地名表記を第一にし、容易に海外の地図情報が取得できるようにしているように、日本も日本語の外国地名表記を統一し、だれもがその情報を得られる環境が必要であろう。

日本人の海外旅行急増期を迎えた 1970 年代は、「情報化社会」という世界と深く関わっていく社会変化の中にあつた。三省堂から 1977 年に発行された『コンサイズ外国地名辞典 外国編』監修者の谷岡武雄氏はその「監修のことば」で、同辞典は各言語関係地域の大勢の専門家とともに執筆し、出版の計画から 12 年も過ぎたことを記している。同書を改題した『コンサイズ外国地名辞典<改訂

版』を1985年に刊行し、前書きには「世界情勢は変転きわまりなく、刊行後も新しい国や都市が相次いで誕生し、古い地名は改められ、あるいは消えていく。人口をはじめ、各種の数量的な地名情報の変化は、ことのほか著しい」と国際社会の激しい変化への対応が容易ではなかったことを記している。

21世紀の新たな「情報化社会」では、インターネットにより世界が一段と身近になり、地図情報も大量に発信／引用され、その精査が必要な時代を迎えている。そのネット地図も、これまでは外国語で表示された地名で目的地を探すということばの壁があった。また、技術的な制約も含めて、各国でそれぞれの地図を開発してきた。

そうした中で、グーグル社は2009年8月から「Google マップ」(地図・ストリートビュー・航空写真)で世界の地名を日本語表記する『世界地図日本語版』<sup>4)</sup>を公開している。わずか1年あまりの新機能開発で、世界の都市名から街路樹、学校名、観光施設等まで、カタカナで海外の詳細な地図検索が可能になったわけである。周知のようにグーグルは世界最大の検索エンジンを有する企業で、2017年現在103言語間の翻訳が可能とされている。その無料検索サービスの中でも、「Google マップ」は、一つの地図を世界中で共有できる。

同社の日本語表記名を生成する地名専用の翻字システムの開発により、現地語を日本語のカタカナ表記に変換し、航空写真や地形図等の詳細地図もアルファベットと併記した日本語表記名で閲覧できるようになった。

世界地図の地名が容易に日本語で読めるのは、『世界大地図帳』発行で知られる平凡社地図出版が3万以上の海外地名データを提供しており、Wikipediaなどのインターネット上のデータから抽出した名前も権利関係をクリアしたうえで利用している。

地名の日本語データの活用は詳細な地図を紙で表現すると、数十億ページにおよぶとされているが、グーグルは世界のすべてを日本語で見られるようにしようとしている。しかも、同社のネットユーザーのサジェスト機能を活用し、世界各地の日本語ユーザーからの投稿により、原音／現地読み近づけたカタカナ表記が更新されている。つまり、ネットの表記が原音読みを牽引しているのである。

#### 4. 漢字地名の読み方のゆれ

文科省検定済みの帝国書院(2017)『新詳地図B』では、鉄鋼業の解説で、「発展途上国では中国のアンシャン(鞍山)やインドのジャムシェドプルのように」(p.146)、地名のカタカナ書きにカッコ付けで漢字表記がある。これらは教科書教材会社の『高等地図帳』等も同様である。

漢字使用圏のなかでも、中国の地名・人名表記の現地音に近づけたカタカナ表記優先については、日本の学校教科書や地図帳の表記変遷をめぐって、明木(2014)が詳細に紹介しているように、戦後まもなく採用されていた。しかし、漢字という表意文字に慣れ親しみ、視覚から記憶する意味合いが強い日本人には漢字表記のほうが受入れやすく、原音に近づけたカタカナ表記への抵抗感が強い。ところが1990年代ごろから、国際化の進展やグローバル社会＝英語使用社会では、日本語読みの地名・人名を覚えても、国際社会や英語使用時にまったく役に立たないことが問題になっている。

中国人の地名・人名について、NHKの放送ガイドライン(2011)では原則として、漢字で表記し日本語読みとしている。ただし、ハルビンなどカタカナ表記が定着しているものや、青島(チンタオ)などのように原音読みが定着しているものは原音読みで、カタカナ表記や現地読みの取り扱いは検討

を重ねるとしている。これは民放各社も同様である。それに対して読売新聞社は、中国人の現地音読みは、国際ビジネスや交流の場において不可欠な情報になりつつあることから、2011年12月から中国人の現地音読み表記にいち早く着手し、漢字に中国標準語のフリガナを添えている。地名においても徐々にそのカタカナ表記の振り仮名が定着しつつある。

一方、教科書では、たとえば山川出版(2016)『詳説世界史B 改訂版』には、「1842年に南京<sup>ナンキン</sup>条約を結び、香港<sup>ホンコン</sup>島の割譲、上海<sup>シャンハイ</sup>、寧波<sup>ニンポー</sup>、福州<sup>ふくしゅう</sup>、厦門<sup>アモイ</sup>、広州<sup>こうしゅう</sup>の5港の開港」(p.296)といったように、慣用の地名表記と原音に近づけたカタカナ表記のフリガナ、そして日本語読みの平仮名表記が列記されている。しかし、その副教材となる地図帳は、たとえば帝国書院(2017)『新詳高等地図』、二宮書店(2017)『高等地図帳2017-2018』等では、福州は「フーチョウ」、広州は「コワンチョウ」で、漢字は一回り小さく添えてあるかカッコ書きになっている。かつては漢字表記が主でカタカナ表記は皆無か小さく記載されていたのが逆転しているわけである。こうしたカタカナ表記はゆれがあるものの、中国語を知らない日本語母語話者にとって、英字新聞や英語ニュースを聞いてもイメージしやすくなるのはいうまでもない。

## 5. ローマ字表記と英語表記

日本語のローマ字表記のゆれも、明治時代から表記論争が解消されないまま、現在に至っている。いわゆる訓令式、ヘボン式(修正ヘボン式)、日本式つづり方の3種方式が存在するが、英語教育の浸透によりヘボン式のローマ字表記が広がっている。

学校教育におけるローマ字学習の始まりは、終戦直後のGHQ指令により、街頭表示にヘボン式表示が設置され、1947(昭和22)年3月には米国教育使節団が、国字としてのローマ字使用を勧告したことにあつた。翌年の昭和22年度からは小学校・中学校で国語教育の一環としてローマ字教育が実施されたが、つづり方は訓令式、日本式、ヘボン式(標準式)の三種の教科書から自由に選択できることから、表記の統一はなされていなかった。

1954(昭和29)年12月に、内閣告示・訓令された「ローマ字のつづり方」では、第1表と第2表が示され、「まえがき」には「一般に国語を書き表す場合は第1表に掲げたつづり方によるものとする」とし、「国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情のある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない」としている。第2表には、ヘボン式の sha, shi, shu, sho, tsu, cha, chi, chu, cho, fu, ja, ji, ju, jo, di, du, dya, dyu, dyo, kwa, gwa, wo がある。これら第1表・2表のつづり方もおおむね「そえがき」を適用するよう記されている。そえがきには、①撥音ンは tenki, sinbun のように全て n と書く。②撥音を表す n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、gen'in kin'yôbi のように、n の次に「'」を入れる。③促音は gakkô, kitte のように小文字を重ねて表す。④長音は母音の上に「^」をつけて表す。大文字の場合は Oosaka のように母音字を並べてもよい。⑤特殊音の表し方は自由とする。したがって firumu でも huirumu でも可。⑥文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい (Koko wa Nippon Ginkô desu.)。

これに基づき、小学校の国語科では、第1表の訓令式が優先され、「そえがき」に示された長音、促音、撥音の表記方法で指導される。やがて、文科省は2008(平成20)年の3月の学校教育法施行規則の改正により2011(平成23)年度からの移行期における「小学校学習指導要領」では、ローマ字教育

が、これまでの第4学年から第3学年に前倒しされている。その学習内容は「日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと」であり、改定理由に「ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピュータを使う機会が増えたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになっている」ことから、「第3学年の事項とし、ローマ字を使った読み書きがより早い段階においてできるように」した。「日常使われている簡単な単語」とは、「地名や人名などの固有名詞を含めた、児童が日常目にする簡単な単語のこと」と記してある。つまり、日本語のローマ字表記で道路標識が読め、住所や名前が書ける程度を指導することであった<sup>5)</sup>。

その小学校学習指導要領も第3学年からの外国語教科の導入により2020年度には全面改訂となる。その移行期の「小学校学習指導要領解説 国語編」(2017)では、ローマ字表記はこれまでどおり第3学年の文字に関する事項として、「日常使われている簡単な単語についてローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと」とされ、小学校国語科用教科書では、母音と子音の組み合わせ表によるローマ字表が巻末に載せられ、文字学習としては短時間指導の位置付けである。ところが外国語教科=多くは英語科で、人名や地名にローマ字を用いる。つまり、これまでの訓令式<sup>6)</sup>ではなく、第2表のヘボン式で固有名詞を表す指導に変更されている。

実際に使われているローマ字の地名表記では、訓令式にもヘボン式にもない、ハイフンで「Shin-Osaka」「Nishi-Nippori」のように表すこともある。またヘボン式日本語表記の地下鉄マップで、「Nango Jūhatchōme」のようにヘボン式と訓令式が入り交じり、さらに「Bus Center mae」のように英語も混用されており、児童が混乱するのはいうまでもない。

## 6. 道路案内標識の表記指針

国土交通省は、訪日外国人旅行者数の受入れ推進政策「観光立国実現」に向けた多言語対応、そして2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた、外国人にもわかりやすい道案内表示を改定し、その統一掲示を進めている。すでに2016年にはピクトグラムの見直しとその普及をはじめ道路案内標識や地図の地名表記の統一が始まっている。

こうした公共施設の案内標識の見直しは、1964年の東京オリンピック開催を機に「外国人のため」の大規模な整備が進められるようになっていく。バブル経済と国際化ムードが高まった1986年には「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標準令)の改正で、日本語にローマ字を併記することになった。それらは、たとえばオの長音が「oo」や「ô(山形を添える)」訓令式と「o」一文字のヘボン式が混在していた。

しかも、当時の標識令上の「ローマ字」とは、「東京駅:Tokyo St.」のように駅を英語表記にしたものも含めて全てローマ字と捉えられていた。したがって、郵便局は訓令式ローマ字の「Yuubinkyoku」と英語の「Post Office」表記が混在するようになる。

そのため、2014(平成26)年3月の「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」において、各施設に英語表記を定めている。これを受けて国土地理院は2016年3月に地図および地名集に記載する地名及び施設名の英語表記基準として、標準的な表記方法を定めることを目的とした「地名等の英語表記規定」を通達している。

この英語表記規定では、ローマ字表記はヘボン式で統一され、ローマ字表記のうち地形や種別を表す部分を英語に置き換える「置換方式」と、地名等のローマ字に地形や種別を表す英語を付け足

す「追加方式」が採られた<sup>7)</sup>。置換方式は、たとえば地形の「山（標準的な読みは、やま、さん、ざん）」を表す英語を Mount、略称表記を Mt. で先頭に配置させ、富士山なら Mt. Fuji のように記す。川であれば、River または R. か Riv. とし、末尾付けにし、利根川なら Tone River というふうにし、山や川部分を英語に置き換える。追加方式は、1音拍の固有名詞には、恵山 Mt. Esan、日川 Hikawa River とし、2音拍で漢字1文字の場合は、立山 Mt. Tateyama、荒川 Arakawa River で、地名全体が居住地域および公共施設名などに使用されている場合は、江戸川 Edogawa River のように表し、山や川を切り離すと地形や種別と認識できなくなるものには、英語を添えていく。

道路標識のローマ字表記で内閣告示と異なっているのは、特殊音の表わし方に、次の表記を採用していることである。

キエ→kye, シエ→she, チエ→che, ニエ→nye, ヒエ→hye, ミエ→mye, リエ→rye,  
イエ→ye, ギエ→gye, ジエ→je, ビエ→bye, ピエ→pye, ティ→ti, トウ→tu, ディ→di,  
ドウ→du, デュ→dyu, ツァ→tsa, ツィ→tsi, ツェ→tse, ツォ→tso,  
ファ, フィ, フェ, フォ→fa, fi, fe, fo. ファ, フユ, フョ→fya, fyu, fyō.  
ヴァ, ヴィ, ヴ, ヴェ, ヴォ→va, vi, vu, ve, vo. ウィ, ウェ, ウォ→wi, we, wo.

こうした公的施設の表記は、繰り返し目にする機会があることから、比較的短期間に庶民に認知されていく可能性がある。

戦後、1954（昭和29）年9月に内閣告示では昭和12年の訓令式を原則としたローマ字のつづり方が統一され、学校の国語教育で採用されたものの、1986（昭和61）年には国土交通省が道路標識令で地名のローマ字表記に長音記号を省略したヘボン式を採用した。追って、海上保安庁水路部や、気象庁、さらに地方公共団体等にもヘボン式が広がり、民間団体の地名や住居表示のローマ字のほとんどがヘボン式つづりに移行していった。菱山（2005）は、1984（昭和59）年に制定された国土地理院が作成する地図および地名のローマ字の標準規定を2004年に廃止し、「国土地理院が作成する地図および地名集における地名等のローマ字表記に関する規定及び同細則の解釈及び運用について」（通知）を発表するまでに至ったのは、英語普及により、日本語をローマ字で書き表す必要性が大きく縮小し、もっぱら英訳できない地名や人名などの固有名詞に限っていることが背景にあるとみている。

## 7. おわりに

ことばのゆれは固有名詞、特に外国の地名に関しては、呼称の安定性を損なわないようにするために変更することは少ない。しかし、インターネットではそのデータ更新も迅速で変化のスピードに対応していく。世界各国で作成される地図は、現地語読みのローマ字表記や英語読みが添えられるようになってきた。英語が国際共通語の地位を築き、日本の英語教育も早期導入により、日本はローマ字表期教育の役割を終え、英語に切り換えようとしている。

日本人にとってのローマ字はもっぱら文章作成でローマ字入力用か、せいぜい名前と住所を書く程度となってきた。しかし、日本語のローマ字表記は、外国人のための日本語教育教材には欠かせない文字である。ローマ字が併記されている教科書から、すべてローマ字の日本語教科書もある。特に非漢字圏の出身者で会話優先の初級学習教材には、こうしたローマ字文併記は欠かせない。ところが、ローマ字といっても、中国語のピンインからドイツ語やスペイン語等々と、それぞれの音声がある。そのため、日本語ローマ字は外国人学習者の言語読みとなり、日本語母語話者には理解できない音と

なることも少なくない。

日本語の「音として理解、産出するためのローマ字表記」として役立てるのであれば、小林ら（2015）は、日本語学習者の母語を考慮して、母語ごとにローマ字の表記を開発すべきであると主張している。また、角（2017）は、ローマ字がこうした日本語学習者あるいは日本語学習を望んでいる人々には重要な情報伝達ツールであるのだから、外国人のための「やさしい日本語」にもローマ字を挿入すべきであると訴えている。

日本語教科書のローマ字表記は長音も発音表記も、分かち書きも統一されていない。これらを日本語教育独自の表記提案をすること、そしてそれが、外国人児童・生徒の日本語能力支援のためにも、国語教育は日本語教育との連携が重要ではあるまいか。

外国で呼ばれる現地語ではない呼称、一つの地名に対して各国で呼ばれている異なった呼称であるエクソニム（exonym）は、日本なら、自国を Nippon と称しても、英語では Japan、フランス語では Japon、イタリア語では Giappone となる。一方、日本ではポルトガル語由来で「ドイツ」と呼ぶが、ドイツ語では Deutschland、フランス語では Allemagne、英語では Germany である。こうしたエクソニムを見直し、すべて現地読みで統一してしまうと、各国の国民の間で大混乱になると予想されている<sup>8)</sup>。外国の地名を統一して世界共通にしようという動きもあったが、各国での外国の地名の慣例呼称をなくするのは難しいとされている。であればなおのこと、日本語表記は統一しておく必要がある。そもそも、日本国は対外的に Japan なのか Nippon なのかの統一もない。国際的なスポーツや学術大会でも、どちらでもよいことになっている。

外国語の日本語化はこうしたどちらでもよい、という緩やかで強制しない言語政策のままであったが、ゆれ表記だけでも統一しなければ、日本語を学ぶ外国人も混乱しているのが現状である。

地名は各原音に近づける表記にするのが原則であるが、とりあえず英語名に基づく表記方法を採用するのであれば、なぜ英語を選択したのか、現地の人々がその呼び方を受入れているのかを確認する必要がある。そして、例外表記数を減少する必要もある。

ここでは外国人名の書き方に触れていないが、地名表記の見直しという言語管理の継続が、現代に合った外来語表記全体の表記基準作りの突破口になると考えている。

## 注

- 1) 史学会は、明治期から日本を代表する学会として国際学会にも代表を送っている。1889（明治 22）年 11 月に帝国大学史学科のドイツ人教師、ルートビヒ・リースの呼びかけにより創設され、その翌月には機関紙『史学会雑誌』を創刊。その後、『史学雑誌』と改称し月刊雑誌として刊行が続けられてきた。1929（昭和 4）年に財団法人となり、戦中、戦後は国家主義的な歴史学の影響を受け、会の活動は一時停滞したが、東京大学中心の学会から全国的学会へと門戸を開き、2012 年には公益財団法人となっている。
- 2) 史学会が収録したのは 4,700 語弱で、明治 35 年の文部省案の「外国地名人名取調」とそれほど変わらない。史学会と文部省との称呼、表記方法で共通するのは、「ティ、ディ、トゥ、ドゥ」を用いずに「チ、ヂ、ツ、ヅ」を用いること、「キ、エ、ヲ」ではなく「ウィ、ウェ、ウォ」を用いることであった。しかし、また、拗音においては、史学会案は「ャ、ュ、ョ」の小書きで添える「ニュー

ジャーシー」「キューバ」「ジョンソン」等の表記であるが、文部省案はイ列の仮名に「ア、ウ、オ」と小書きする案で「ニュージャーシー」「キューバ」「ジョンソン」等を提示している。

- 3) 外務省「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の第八条における「在外公館の名称及び位置 (別表1)」が「マレイシア」と定められていたが、2003年4月にはその法改正施行により、外務省の「在外公館の名称」が「マレーシア」に表記統一される。こうした国名の表記の改正には「ヴェトナム」「カタル」等も「ベトナム Viet Nam」「カタール Qatar」等に改訂されている。

- 4) インターネット検索サービス会社 Google は、グーグルマップやグーグルアースなどの地図とパノラマ写真画像の検索ではプライバシーの侵害が問題になっているし、著作物をデジタル化しウェブサイトで公開するグーグルブックでは、著作権問題で各国の作家、出版界から異論が相次いでいる。2009年にはネット規制をめぐって中国政府と対立し中国から撤退したことがある。

日本語版のサービス開始は2000年9月から。2005年現在で80億以上のウェブページと10億以上の画像を検索対象とし、インターフェイス言語は100以上。検索結果表示言語は35だった。

同社の『世界地図日本語版』は、2008年からGoogleマップの日本チーム主導で進めてきたプロジェクトで、ユーザーの「サジェスト機能」を使って表記改善も進められている。同ウェブサイトの「マップヘルプ」ページでは、地図の間違いを報告してもらい、ユーザーの編集提案を歓迎している。

- 5) 光村図書(2014年検定済)の3年生『国語三上 わかば』(2015)では、巻末付録ページの前にローマ字学習があり、訓令式ローマ字表にカッコ付けでヘボン式ローマ字を添えている。学習導入には、駅名や道路標識、パソコンのキーボードの表記で学習動機をつけている。ローマ字のつづり方の「そえがき」に従った長音、促音、撥音の書き方、人名・地名表記時の大文字表記をそれぞれ書く練習をしているが、身の回りの多くがヘボン式表記であるため、ヘボン式表記は「読んでみよう」という内容になっている。それに続く4年生の『国語四上 かがやき』(2015)では、巻末にローマ字表が再掲載され、「コンピュータに文字を入力したりするのに生かしましょう」と、コンピュータの文字入力に、「を→wo」「ん→nn」「ぢ→di」「づ→du」「ぢゃ→dya」「ぢゅ→dyu」「ぢょ→dyo」とする方法を記している。

これは、教育出版(2014年検定済)の3年生用『ひろがる言葉 小学国語 3上』(2015)でも、同様に、紙幣のNIPPON GINKOや道路標識等の「身の回り」のローマ字から導入し、書く練習もするが、特徴的なのは *zyūdō* と *jūdō*, *Huzisan* と *Fujisan*, *mikazuki* と *mikaduki* のように訓令式とヘボン式の表記の違いに注目させている。同社(2010年検定済)の3年生用『ひろがる言葉 小学国語 3下』では、「ローマ字とコンピューター」についての説明と、カッコ書きヘボン式表記も添えたローマ字表を再掲載し、「ローマ字で短い言葉を書いてみましょう」と、ここでも単語レベルの表記を求めている。

- 6) 訓令式は1937年9月の内閣訓令で示されたが、1954年の訓令では、ヘボン式、日本式も国際関係で用いてもよいとしている。訓令式の特徴は、タ行を ta タ, ti チ, tu ツ, te テ, to ト, tya チャ, tyu チュ, tyo チョ, ダ行を da ダ, zi ジ, zu ズ, de デ, do ド, zya ジャ, zyu ジュ, zyo ジョと書き表す。

日本式綴り方は1885年の田中館愛橘の「羅馬字用法意見」に始まり、シ si, シャ sya, チ ti,

tya チャ, tu ツと綴ることがヘボン式綴り方と異なる。しかし, di チ, du ツ, dya チャ, dyu チュ, dyo チョ, kwa クワ, gwa グワを認めて, 助詞はヲ wo を認める点で訓令式とも異なっている。

ヘボン式はヘボンが使いはじめたものを修正したもので, 標準式, 修正ヘボン式とも呼ばれる。英語式に sha シャ, shi シ, cha チャ, chi チ, ja ジャ, ji ジ, tsu ツ, fu フとし, 促音は ch の前で t を挿入する。撥音は p, b, m 前で m と書く。

- 7) 英語の追加方式か置換方式かは, ①固有名詞的部分の読みが 1 音拍の場合は追加方式②固有名詞的部分の読みが 2 音拍で漢字 1 文字の場合は原則追加方式。ただし, 固有名詞的部分が近隣で他の自然地名, 地域, 行政名, 居住地名および公共施設名に使用されている場合は置換方式にできる。③固有名詞的部分の読みが 2 音拍で漢字 1 文字でない場合で, 地形を表す英語が先頭に付く場合(山, 湖, 岬)は原則追加方式④固有名詞的部分の読みが 2 音拍で漢字 1 文字でない場合で, 地形を表す英語が末尾に付く場合(川, 峠, 海岸)は, 原則置換方式による。ただし, 地名全体が地域名, 行政名, 居住地名, 公共施設名等に広く使用されている場合は追加方式による。また, 地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は, より広く利用されているほうを適用する⑤固有名詞的部分の読みが 3 音拍以上の場合は, 原則置換方式。ただし, 複合地名の場合や東西南北, 上下, 新旧, 元等の接頭語が就く場合は, 要素に分解し, 最後の要素の固有名詞的部分の読みの音拍数により英語表記とする。このほかにも, 長音符は省略することが注記されている。
- 8) たとえば, 「日本海」を「東海」にすべきであるという韓国の申し立て以降, その結論が出ないまま, 欧米の地図では自主的に「SEA OF JAPAN」にカッコ書きで「EAST SEA」が併記されるようになった。

## 文献

- 明木茂夫 (2014) 『中国地名カタカナ表記の研究 教科書・地図帳・そして国語審議会』 東方書店 pp.11-83
- 小林ミナ・藤井清美・柳田尚美 (2015) 「会話教材におけるローマ字表記—英語／イタリア語の母語話者を事例として—」 『早稲田日本語教育学』 19 早稲田大学日本語教育研究科 pp.1-19
- 角 知行 (2017) 「ローマ字日本語人とはだれか? —日本語教科書の調査から—」 『国際化時代の日本語を考える—二表記社会への展望』 くろしお出版 89-106
- Google 「ヘルプマップ: 地図の間違いを報告する」 <[https://support.google.com/maps/answer/3094088?visit\\_id=0-636508096351775219](https://support.google.com/maps/answer/3094088?visit_id=0-636508096351775219)> (2017年1月5日取得)
- 国土交通省 (2014) 「道路標識, 区画線及び道路標示に関する命令の一部改正について」, 「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」 <[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000411.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000411.html)> (2017年12月取得)
- 国土交通省国土地理院 (2016) 『地名等の英語表記規定』 <<http://www.gsi.go.jp/common/000138865.pdf>> (2017年12月取得)
- 三省堂編修所 (1998) 『官公庁のカタカナ語辞典 第2版』 三省堂 p.611
- 谷岡武雄監, 三省堂編修所 (1985) 『コンサイズ外国地名辞典<改訂版>』 三省堂 pp.1-2
- 内閣府政策統括官編 (2003a) 『世界経済の潮流 2003年春』 国立印刷局 pp.138-139

- 内閣府債策統括官編 (2003b) 『世界経済の潮流 2003 年秋』 ぎょうせい
- 日本放送協会放送倫理委員会編 (2011) 『NHK 放送ガイドライン 2011』 日本放送協会 p.15
- 菱山剛秀 (2005) 「地名のローマ字表記」 『国土地理院時報』 108 集 pp.65-75
- 本田智比古 (2017) 「教科書における地名表記に対する取り組みと課題」 『2017 年度日本地理学会春季学術大会』 発表 100065 抄録セッション ID : S0305 公益財団法人日本地理学会
- 文化庁 (2006) 『国語施策百年史』 ぎょうせい pp.207-240, 877-955
- 文化庁 (1986) 「地名の呼び方と書き方<社会科手びき書> (昭和 33 年 7 月文部省)」 『国語施策沿革資料 7 外来語資料集 (諸案集成その 2)』 pp.9-11 <[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/enkaku7.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/enkaku7.html)> (2017 年 12 月取得)
- 文化庁 (1988) 「外国の地名人名呼称一覧 (大正 3 年 9 月 史学会)」 『国語施策沿革資料 9 外来語資料集 (諸案集成その 4 - 研究資料その 1)』 1-9 <[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/pdf/09\\_gib\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/pdf/09_gib_01.pdf)> (2017 年 12 月取得)
- 文部科学省 (2017) 『小学校学習指導要領解説 国語編』 <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1387017\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1387017_2.pdf)> (2017 年 12 月取得)
- Times(2015) Atlas of the World. Times Books, London

# **The Current Situation and Challenges of Foreign Place Name Notation: Inconsistency of Orthographical Variants in Textbooks and Supplementary Materials**

OKAMOTO Sachiko

**Abstract:** This paper is a report on the Japanese spelling inconsistency of “orthographical variants” found in many of the current written notations of foreign place names. The author thinks it is high time for a standardized format. Therefore, with a sense of urgency, this paper calls for the need to establish a new criteria for geographical place names and nomenclatures by setting up a national committee to conduct appropriate reviews. The written format of foreign names and geographical place names has not been reviewed since the announcement of official directives in 1991. In the meantime, there has been a sea-change of social transformation, such as globalization and rapid penetration of English education that require more details for geographical information. In principle, Japanese phonetic transcription in Katakana tries to emulate how such names are to be read in native pronunciation. However, idiomatic transcription by longstanding writing practice is given priority through school education. Nevertheless, the geographical notation variations in supplementary materials of atlases or internet maps is due to a lack of agreement among publishers and websites. This inconsistency of orthographical variants of foreign place names has increased students’ study workload and causes major confusion.

**Keywords:** Japanese notation of foreign place-names, textbook, internet, orthographic variants, language policy